

議案第 32 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市老人等医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「以下同じ。）の額」を「）の額」に、「以下同じ。）が」を「）が」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の三田市老人等医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
（市町村民税の額の算定の特例）
- 3 当分の間、改正後の条例第3条第1項第2号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額」については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。